

第7期小郡市障がい福祉計画（案）・第3期小郡市障がい児福祉計画（案）に対するパブリック・コメント 結果報告

1. 意見募集期間

令和6年1月15日（月）から令和6年2月2日（金）午後5時まで

2. 実施方法

第7期小郡市障がい福祉計画（案）・第3期小郡市障がい児福祉計画（案）を市ホームページ、市役所本館1階総合案内、福祉課窓口、あすてらす、市内各校区コミュニティセンターで閲覧可能とし、意見提出様式により意見募集を行った。

3. 意見提出者数（意見数）

1名（意見数8件）

4. 意見の概要及び意見に対する市の考え方

項番	ページ・計画（案）該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	全体	<p>●全体構成について 全体の構成として、今までであれば、「前期の進捗状況、現状、基本方針、取り組み」の流れになっており、どのような経緯で基本方針・取り組みに至ったかわかりやすかった。今回は、最初に基本方針がきているが、どのようなねらいによるもののでしょうか？</p>	<p>前計画では、第1章「計画の策定にあたって」では「計画策定の趣旨」「計画の位置づけと期間」「計画の対象者」だけを記載していましたが、ここで併せて「基本方針」や「基本目標」を示したほうが、「どのような方針でどのような計画を策定するのか」が理解しやすいのではとの判断し変更しています。</p>
2	P8 第1章「計画の策定にあたって」 5「計画の基本理念」	<p>●市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 ①ここで一番大事なものは、第6期の計画にもあった「地域において切れ目なく必要な支援が受けられる」ということだと思いますが、今回この文言が外されているのはなぜでしょうか？ ②すべてを「障がい」とするのではなく、使い分けが必要ではないでしょうか？例えば、「障がい種別」としているが、「障害種別」の方がわかりやすいと思います。</p>	<p>①ご意見を踏まえ以下の文章を追加します。 「障がいの種別や年齢等に関わらず、地域において切れ目なく必要な支援が受けられるよう適切なサービス利用につなげます。」 ②原則として、固有名詞以外は「障がい」を使用していますので原文のままとさせていただきます。ご理解をお願いいたします。</p>

項番	ページ・計画（案）該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	P9 同上	<p>●①障がい福祉人材の確保・定着 ②障がい児・者の社会参加を支える取り組みの定着</p> <p>内容は第6期と同じですが、それぞれ「定着」を追加されているのはなぜですか？また、何の定着なのでしょう？取り組み？社会参加？</p>	<p>①障がい福祉人材の確保・定着</p> <p>厚生労働省の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、その中の基本指針において「障害福祉人材の確保・定着」という項目が設定されていますので、市の計画も同じ表記にしています。</p> <p>「定着」の意味についてですが、障がい福祉人材を確保しても、すぐに離職されるケースも多いので、「人材の定着」の取組を進めていくために記載しています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、わかりやすいように文書中の表記を「障害福祉人材の確保・定着を目指します」に変更いたします。</p> <p>②障がい児・者の社会参加を支える取り組みの定着</p> <p>ご意見を踏まえ、定着を削除し、「障がい児・者の社会参加を支える取り組み」に修正いたします。</p>
4	P49 第5章「障がい福祉サービス等の実績と見込み」 1.「障がい福祉サービス」	<p>●(5)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>現状と課題にて、支援体制の強化が必要としながら、施策の方針及び具体的な方策としては、啓発が主になっています。現場の方々から「支援体制がしっかりできていない為、地域移行・定着が進まない」との話を聞きます。支援体制の強化を図り、地域移行をしっかり進めてほしいと思います。</p>	<p>精神障がい者の地域移行・定着に関しては、精神障がい者への理解促進と併せて必要な障害福祉サービスの利用促進も進めていきたいと考えています。</p> <p>よって、ご意見を踏まえ、こうした取り組みをしっかりと進めていくためにも、「施策の方針及び具体的な方策」を下記のとおり修正いたします。</p> <p>「また、広報誌・ホームページ等を利用した精神障がい者への理解啓発や自立支援協議会を通じた関係機関の連携強化、必要な障害福祉サービスの利用促進に努めます。」</p>
5	P53 第5章「障がい福祉サービス等の実績と見込み」 2.「地域生活支援事業」	<p>●(4)成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業</p> <p>令和6年度からは、計画も立て推進していこうとしているのに、見込をもっと増やすべきではないでしょうか？</p>	<p>ご意見を踏まえ、「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」の見込みをそれぞれ「令和6年度 2件」「令和7年度 3件」「令和8年度 4件」に修正いたします。</p>

項番	ページ・計画(案)該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	P57 同上	<p>●(8)地域活動支援センター事業</p> <p>現状と課題の5行から6行目。「オープンスペースについては減少傾向にあります、多くの方がB型事業所へ行かれており、地域移行が進んでいる状況となっています」とありますが、ここでの「地域移行が進んでいる状況」とはどのようなことでしょうか？</p>	<p>オープンスペースにつきましては、NPO法人サポネットおごおりが「あすてらす」において、障がい者の日中活動の場として提供してあります。</p> <p>利用人数の推移を見ますと、平成29年度が5,198人だったものが、令和4年度は2,900人へと大幅に減少しています。この背景の一つとしてB型事業所が増えたことにより、障がい者の地域の事業所での活動が増えたことによるものと思われます。</p> <p>このことは障がい者の日中活動の場の選択肢が広がり、結果、地域移行が進んでいる状況であると考えています。</p>
7	P62 同上	<p>●(14)更生訓練費支給事業</p> <p>①第6期では対象になるのは「身体障がい者で自立訓練や就労移行支援を利用する人」とありましたが、今回は「自立訓練や就労移行支援を利用する低所得の人」となっていますがなぜでしょうか？</p> <p>②法では「更生訓練費給付事業」となっていますがどうでしょうか？</p>	<p>①現在の厚生労働省の「更生訓練給付事業」の支給対象者要件として「自立訓練や就労移行支援を利用する低所得の人」となっていますので、今回の計画ではこのような表記としています。</p> <p>②更生訓練給付につきましては、市町村が実施する市町村地域生活支援事業として位置付けられており、本市でも「小郡市障害者更生訓練費支給事業実施要綱」を定めて支給しています。</p> <p>要綱での事業名称が「更生訓練費支給事業」となっていますので、計画においてもその名称を使用しています。</p>
8	P66 第5章「障がい福祉サービス等の実績と見込み」 4.「障がい者・児に対する理解の促進」 5.「防災対策の促進」	<p>●資料の記載量について</p> <p>第6期の計画では「防災対策の促進」や「障がい者・児に対する理解促進」「障がい者・児への虐待防止の推進」についてはある程度の記載がありました。今回、記載が少ないように感じます。第6期ぐらいの記載が必要と思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、前計画を参考にして下記の様に対応します。</p> <p>「障がい者・児に対する理解促進」や「虐待防止の推進」につきましては、第5章に別途「差別解消の推進」「虐待防止の推進」の項目を追加して詳しく記載します。</p> <p>また、「防災対策の促進」についても前計画同様に記載を増やします。</p>